

高松市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和8年2月27日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	香	川	洋	二
同	造	田	正	彦

令和7年度

監査結果報告書（財政援助団体等監査）

監査対象団体 高松市PTA連絡協議会

高松市監査委員

令和7年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査基準への準拠

令和7年度の財政援助団体等監査は、高松市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく財政援助団体等監査

3 監査の対象

(1) 対象局（所管課）

教育局（生涯学習課）

(2) 対象団体

高松市PTA連絡協議会

4 監査対象事務等

局及び団体	監査対象事務
教育局 （生涯学習課）	令和6年度及び7年度における、高松市PTA連絡協議会への財政的援助に係る出納その他の事務
高松市PTA連絡協議会	令和6年度及び7年度における、高松市からの財政的援助に係る出納その他の事務

5 監査の着眼点

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかなどを主眼として、監査を実施した。

6 監査の主な実施内容

監査に当たっては、対象局及び対象団体から、関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 監査委員事務局ほか

(2) 実施日程 令和7年11月11日から8年1月13日まで

8 監査の結果

監査対象局及び監査対象団体の出納その他の事務の執行については、適正に処理されていた。

今後とも、市民の信頼を得られるように、法令等を遵守し、厳正かつ適正な事務の執行に努められたい。

高松市PTA連絡協議会について

1 団体の概要

- (1) 団体名
高松市PTA連絡協議会
- (2) 組織（役員）
会長1名、副会長6名、監事2名、委員長4名、理事5名
- (3) 主な活動内容
 - ア 児童・生徒の健全な成長を図るために、保護者と教師が協力し、学校・家庭・社会における教育条件の改善・充実に努める。
 - イ 単位PTA及び協議会相互の連絡・情報交換を行う。
 - ウ 会員研修を促進するための活動を行う。
 - エ 教育の正常な進展に関する世論の形成を図る。
 - オ 教育問題要望活動を積極的に行う。
- (4) 主な収入
高松市補助金、会費

2 実施事業の内容（本市の補助事業）

補助事業名	補助事業の概要	補助の目的及び効果
高松市PTA連絡協議会 運営事業費補助金	高松市PTA連絡協議会の活動や運営に要する経費の一部を補助する。	PTA活動の活性化を促すことで、本市の生涯学習の振興と発展を図る。
高松市PTA連絡協議会 メール配信事業運営補助金	高松市PTA連絡協議会が構築した、携帯電話の電子メールを活用し、保護者等に不審者情報等を提供するシステムの運用に要する経費の一部を補助する。	携帯電話の電子メールを活用し、保護者等に不審者情報や学校からの連絡事項等を配信することにより、次代を担う子どもたちの健全育成を図る。

3 本市からの補助金の名称及び決算額

（単位：千円）

名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
高松市PTA連絡協議会 運営事業費補助金	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
高松市PTA連絡協議会 メール配信事業運営補助金	910	910	910	910	910

※令和7年度については、予算額